

令和元年度  
定期監査等結果報告書

医療センター

いわき市監査委員



いわき市議会議長 菅波 健 様  
いわき市長 清水 敏 男 様

いわき市監査委員 小野 益 生  
同 佐藤 博  
同 阿部 秀 文  
同 小野 茂

## 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象  
医療センター

2 監査実施期間  
令和元年8月2日から同年12月20日まで

3 監査の範囲  
平成31年4月1日から令和元年6月30日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が确实かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法

医療センター事務局長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 支出事務

旅費に係る支出事務において、算定に誤りのある例が認められた。

(総務課、医療センター看護専門学校)

#### 【事例1】 総務課

※ 附属機関の院外委員による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員等の旅費に関する条例」及び「いわき市職員等の旅費の支給に関する規則」を適用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされている。

令和元年6月5日に開催された第1回地域医療支援病院委員会出席に係る院外委員に対する旅費の支給については、旅行経路決定の一般的な基準に基づく最も経済的な経路及び方法により、「四ツ倉駅～いわき駅」区間の鉄道賃と「いわき駅前～医療センター入口」区間の路線バス運賃によるべきところ、「三丁目～平南町」及び「平南町～医療センター入口」区間の路線バス運賃により算定していた。

#### 【事例2】 総務課

※ 附属機関の院外委員による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則」を適用し、交通機関に支払った実費額を支給することとされている。

令和元年5月14日に開催された第1回研修管理委員会出席に係る院外委員に対する旅費の支給については、「四ツ倉駅～いわき駅」区間の鉄道賃と「いわき駅前～医療センター入口」区間の路線バス運賃によるべきところ、鉄道賃のみとして算定していた。

#### 【事例3】 医療センター看護専門学校

※ 院外講師による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員等の旅費に関する条例」及び「いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則」を適用し、私有自動車を使用した場合は、目的地までの最短経路の距離に基づき、条例等に定める車賃を支給することとされている。旅費の算定にあたり、院外講師に実際の交通手段を確認しているが、車賃を支給すべき者に対しても、一律に公共交通機関を利用したのものととして算定していた。

#### 【事例4】 医療センター看護専門学校

※ 院外講師による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員等の旅費に関する条例」及び「いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則」を適用し、交通機関に支払った実費額を支給することとされている。平成31年4月分の院外講師に係る旅費については、旅行日数が1日であるにもかかわらず、2日分として算定していた。

### いわき市職員等の旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。  
 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(車賃)

第17条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。  
 2～3 (略)

(日額旅費)

第24条 日額旅費は、市の区域内の地域 (いわき市東京事務所及びいわき市東京観光物産交流センターに勤務する職員にあつては、都の特別区に属する全地域) の旅行及び研修若しくは講習その他これらに類する目的のための旅行について支給し、その支給額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、第6条第1項に掲げる旅費についてこの条例で定める額を超えることができない。

別表第1 (第17条—第20条、第22条関係)

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
	円	円	円	円	円
部長相当職又は課長相当職にある者	37	2,600	13,100	11,800	2,600
その他の者	37	2,300	12,000	10,800	2,300

### いわき市職員等の旅費の支給に関する規則

(旅行経路決定の一般的な基準)

第7条 条例第7条に規定する最も経済的な通常の経路を決定する際の一般的な基準は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 目的地に到達するための経路は、鉄道旅行、水路旅行及び陸路旅行の順位により決定するものとする。
- (2) 前号において、目的地に到達するための通常とされる経路が2以上ある場合には、それらの経路のうち最短距離のものによる。ただし、この場合の経路の距離は、陸路4分の1キロメートル、水路2分の1キロメートルをそれぞれ鉄道1キロメートルとして計算するものとする。

### いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則

(市内旅行の日額旅費)

第2条 職員が、公務のため市の区域内の地域 (以下「市内」という。) を旅行し、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、車賃又は宿泊料を支給する。

- (1) 交通機関を利用し、片道2キロメートル以上の地域に旅行した場合には、現に利用した交通機関に支払った実費額
- (2) (略)

### 私有自動車使用時における旅費等の取扱いの見直しについて (通知) (平成29年3月22日付け総務部長通知)

#### 1 見直しについて

私有自動車を公務に使用する場合の旅費の算定について、次のとおりとします。

- (1) 平成29年3月31日までの旅行命令

目的地までの区間に交通機関が運行されている場合には、それらを利用したものとして旅費を算定する。

(2) 平成29年4月1日以降の旅行命令

目的地までの最短経路の距離に基づき、いわき市職員等の旅費に関する条例等に規定する車賃（1キロメートルにつき37円）を支給する。

いわき市職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により、費用弁償として旅費を支給する場合も、同様の取扱いとしてください。

なお、実際に公共交通機関を利用して出張した場合には、変更ありません。

2 (略)

## 2 契約事務

契約事務において、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(医療センター看護専門学校)

※ 教育用パソコンシステム賃貸借に係る契約事務について、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。

### いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げるものをいう。

- ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
- イ 測量又は設計に係る委託契約
- ウ 工事用原材料の購入に係る契約
- エ 役務の提供に係る委託契約
- オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
- カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
- キ その他物件の買受け又は借受けに係る契約

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、病院事業における契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により病院事業における契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

- (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
- (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。



## <意見又は要望とする事項>

### 1 特定事務（内部統制の見直しについて）

医療センターにおいては、平成30年12月の新病院の開院にあたり、各部門での業務が正確で安全に運用されるため、部門ごとに基本方針や業務内容、業務フロー等をまとめた「いわき市医療センター部門運用計画（第1版）」を策定し、院内で共有するなど、業務の見える化に取り組んでいるところである。

一方で、事務部門においては、担当者間での引継ぎは行われているものの、特に財務事務に関する共通の業務マニュアルの整備や共有は行われておらず、また、病院事業における規程には市と取扱いが異なる規定もあることから、決裁過程を含め誤りが生じやすい環境にある。実際に、今回の定期監査において、規程や事務取扱の認識及び確認不足等からおこる事務処理の誤りや、取扱いが統一されていない例が散見された。また、医療センターにおいては、医療従事者に対する取組みを中心に働き方改革への対応を進めているところであるが、事務職員の月平均超過勤務時間は、新病院への移転により業務量が増大した平成30年度には、他の職種と比べ最も多く、平成28、29年度についても医師に次いで多いなど、事務職員の超過勤務時間の縮減に向けた取組みも課題である。

「いわき市病院事業中期経営計画（2017～2020）」においては、重点施策の一つとして「職員のコンプライアンス意識の向上」を掲げており、財務に関する事務が適正に行われることは、病院運営に対する信頼の確保に必要なものであるとともに、そのための仕組みを整えることにより、不適切な事務処理を防ぐだけでなく、事務の効率化と職員の負担軽減が図られ、時間外勤務の縮減にも繋がり、働き方改革の推進も期待できるものである。

については、マニュアルの整備による業務の可視化とその定期的な見直しを行うとともに、チェックシートの活用など、チェック機能の効率化と強化を図り、併せて、現行の規程について、解釈の統一や、実務にそぐわない内容となっているものについては、職務権限の見直しも含め、法令等との整合に留意のうえ改正の必要性を検討するなど、事務の適正な執行を確保し、効率性を高める仕組み（内部統制）の見直しをされることを望むものである。

## 2 特定事務（診療収入に係る未収金対策について）

医療センターにおいては、平成29年度に策定した「いわき市病院事業中期経営計画（2017～2020）」の基本方針のひとつ「良質な医療の提供を支える医療従事者の確保と育成」について、とりわけ医師の招聘に力を入れてきた結果、ここ数年における常勤医師数は年々増加しており、診療体制の充実に向け、取組みの成果が徐々に表れてきているところである。また、平成30年12月の新病院の開院により医療機能の充実も図られたが、公立病院の使命である良質な医療の提供を将来にわたり継続して行うためには、安定した経営基盤の確立に向けた収入の確保も併せて必要である。

このため、収入の確保についても、中期経営計画の重点施策に位置付けて取り組んできたところであるが、高度医療を提供する医療機関として患者一人当たりの診療単価が増加傾向にあることや、医師の応召義務などから、医療費等における未収金は年々増加している。

そのような中、未収金対策は市民負担の公平性の観点からも大きな課題であるが、公営企業である医療センターの運営には、企業として経済性を発揮する必要があることから、費用対効果も十分に考慮し、効果的な取組みを効率的に行うことが求められる。

未収金の対策としては、これまでも、専任の徴収嘱託員を配置し、臨戸訪問等による回収を行うほか、未収金を発生させないための取組みも併せて実施するなど、平成28年度に策定された「市債権管理方針」や「市債権管理標準マニュアル」に基づき様々な対策を講じてきたところであるが、未収金の回収には多大な労力を要するため、その発生を未然に防止する対策が重要であることから、関係部署との連携をさらに強め、引き続き、現在実施している取組みの徹底強化に努めるとともに、新たな取組みについても検討されたい。

また、未収金の徴収については、「いわき市債権管理推進本部」における協議等、定期的に自己評価や分析、見直しを行うとともに、督促等について標準マニュアルの様式を積極的に活用するほか、民間事業者等の活用について情報収集に努めるとともに、現在は限定的な取扱いとしている連帯保証人に対する請求や、法的措置についても検討するなど、「市債権管理方針」や「市債権管理標準マニュアル」に基づく未収金対策をさらに進められることを望むものである。

(医事課)